

令和5年4月28日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課長 富澤 賢一郎

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に
伴う同感染症に係る特別休暇等の取扱いについて(事務連絡)

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型
インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、この位置付けの変更と合わせ
て政府の基本的対処方針が廃止されることとなったことを受け、人事院から、別紙
の通知等が発出されました。

については、別添のお知らせ文書を回覧するなどして、周知について遺漏のないよ
う御配慮ください。

(別紙)

- 1 人事院指令 1-1 「令和 2 年人事院指令 14-1 (新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について) 及び令和 3 年人事院指令 14-2 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について) の廃止について」
- 2 令和 5 年 4 月 28 日付け職審-130 人事院事務総局職員福祉局審査課長通知「「人事院指令 14-2 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について) について」の廃止について (通知)」
- 3 令和 5 年 4 月 28 日付け職職-132 人事院事務総局職員福祉局長通知「「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の廃止について (通知)」

(別添)

令和5年4月28日

職 員 各位

最高裁判所事務総局人事局

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴
う対応について（お知らせ）

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型
インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、この位置付けの変更と合わせ
て政府の基本的対処方針が廃止されることとなったことを受けて、人事院から、新
型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認め
られる場合の特別休暇等の取扱いが終了される旨の連絡がありました。

については、下記の休暇等については、5月8日以降利用ができなくなりますので、
お知らせいたします。

記

- 1 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合や、子の休校に伴い出勤
することが著しく困難であると認められる場合等における特別休暇（出勤困難）
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査や予防接種を受ける場合等における
職務に専念する義務の免除に関する措置
- 3 公務の運営上の事情による早出遅出勤務を活用した時差出勤

令和5年4月28日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課長 富澤 賢一郎

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に
伴う同感染症に係る特別休暇等の取扱いについての追加連絡
について（事務連絡）

本日付で「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う同
感染症に係る特別休暇等の取扱いについて（事務連絡）」を発出したところですが、
人事院から、別紙の通知が追加で発出されましたので、お知らせいたします。

(別紙)

令和5年4月28日付け職審—134人事院事務総局職員福祉局審査課長通知
「「人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合
等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）につい
て」の廃止について（通知）」